

労協連だより

あっという間のGWだった。5月1日、久しぶりにメーデー中央集会を欠席して、八戸の公会堂でフルオープンを迎えた、センター事業団の「コミュニティレストラン『輪あーく』」のセレモニーを催した。市長の代理や商工会議所会頭、地元の協力いただいている様々の方が集い、東北での空白県である青森の拠点の門出を祝していただいた。「安全/斬新/地元/旬」をコンセプトに、地域交流の場として、またお客さんがシェフに回ったり、高齢者や子育て世代など、様々「食」を通じた教室・集いを通じて、「コミュニティレストラン」として発展していく船出だ。このレストランは、様々な民間企業が撤退していった、いわくつきのレストランで、この1年間閉店したままだった。公の施設内のレストランなので、公会堂利用者のためのレストラン機能以外は、「目的外利用」として制限されてきた。しかし、制約そのものの変更を求めつつ、「公会堂」という機能からレストランの性格を規定し、示したのが我々の「コミュニティレストラン」という発想だ。先のコンセプトを軸に、地域の有名無名の料理人を掘り起こし、又食材を仕入れてくれる農家や漁師の方多にも「調理人」として腕を振るってもらい、「ワンデイシェフ」を通じて、店の担い手を地域から紡いでいく予定である。オープニングでは、「そば名人」やセンター岩城理事長の「テールカレー」、地元スタッフの「鮭チラシ」「りんごたっぷりパイ」「青森県産鶏ひつつみ」などが、参加者を唸らせた。そして、足早に商店

古村伸宏（日本労協連・事務局長）街内に構えた事務所で、ヘルパー講座や商店街活性化へと歩みを進める支援体制が重厚に出来上がってきたことに、感慨を覚える。空白地域で模範としてここまでやれる、という実感は、私にとって2004年度の労協連活動を進める強力なバックボーンとなった。

時代や社会の変化、自治体の変化の中で、「協同労働」を実践的に提起・提案することで、賛同者・支援者・参加者は爆発的に見えてくる。大事なものは、協同労働の思想に支えられた提案・提起の「具体性」であり、その先にかける「夢」の大きさ。そして人と人をつなぐ、丁寧で粘り強い働きかけの中から生まれる「気迫」こそが、仕事おこしの今日的なエネルギーと自覚する。

もう一つの私の具体的課題=千葉大発の若者仕事発見講座と仕事おこしも、いよいよ学生が参画した取り組みへと進んだ。現在は2年生5名が主体だが、これに3年生がさらに加わる様相である。「介護」に加え、「環境」「子育て」「食と農」をコミュニティビジネスとしておこす講座であり、ポイントはその講座と並行した、学内の資源を活用したモデル・実験事業である。6月の総会までに姿を固め、次号では詳細が報告できれば、と思う。労協の今の進化は、「仕事おこし講座」とともにある。この力が身につかない労協は、残念ながら後退を余儀なくされる。主体的努力を求めながら、全国で生きた教訓・教材づくりに、自らの課題を立て邁進するつもりである。力強く「乞うご期待」。

今秋長野の協同集会も、田中知事の参加が確定し、現在鎌田實氏に講演を依頼中である。昨年沖縄でのケアワーカー集会を上

回る質と量、2000名集会へフルスロットルで秋へと駆け抜ける、弾みの総会と初夏の取り組みにしたい。

研究所たより 研究所たより

4月23日に今年度第1回厚生労働省雇用創出企画会議が開催され、傍聴してきました。この会議はすでに何度かお知らせしている通り、昨年第一次報告書を出し、その中で新しい雇用創出分野としてのコミュニティ・ビジネスの可能性を示しその担い手のひとつとしてワーカーズコープを取り上げています。今回の会議の内容は、昨年度からの引き続きで、2月に行われた「コミュニティ・ビジネスにおける働き方に関する調査」の結果についての検討と、論点整理でした。

調査はコミュニティ・ビジネスに関わる1万団体（ワーコレを含むNPO7,000、会社等3,000）にアンケートを送付し、そのうち1,480団体（内訳はNPO1,007、ワーコレ・企業組合200、有限・株式248、その他（回答なし）25）より回答がありました。討議の中で「指定された労働時間で働いている従事者への賃金以外の支払い状況」という調査について、「労働時間が指定されているなら労働者性があるのでは？」という指摘がありました。「賃金以外」とはすなわち「請負契約」「謝礼・実費」などのことで、「賃金かどうかの識別なし」という選択肢もあります。ここで問題とされたのは、いわゆる「有償ボランティア」についての考え方で、時間当たり600円以下の報酬を受け取って活動している人たちが、実際には労働者な

のではないかと、という問題提起です。これは「コミュニティ・ビジネス」と「雇用創出」を結んで考えようとしたときに、必然的に考えざるを得ないテーマであり、ようやく議論の俎上に上ってきたというべきなのでしょう。前回の会議でも労働法や労働経済の専門家の委員からは、コミュニティ・ビジネスであっても法定賃金内での就労を求める必要性が指摘されています。厚生労働省としてもこの点については、ハッキリとした方針があるわけではないようで、「ボランティアとワーカーが混ざってやる」ということについて実態を調べ整理してみなければならぬ、との発言が労働政策担当参事官からありました。

ところで、堀田力氏は、『さわやか福祉財団は、労働に対する報酬（労働の対価）と、ボランティア活動（それ自体は対価を受け取らない無償の行為）に対する謝礼（スタイペンド）を客観的にも区別できるようにするため、謝礼金の額を最低賃金以下にするよう指導してきた。これは、アメリカのボランティア振興法に定めるスタイペンドを参考にしたものである。』と述べています（インターネット新聞JANJANコラム2004/5/15）。ところが、このボランティア活動の部分までが法人税法令に定める「請負業」に当たると千葉・松戸税務署が認定し、活動収入等に法人税を課したため、堀田氏はNPO

ユー・アイ ネットとして千葉地方裁判所に提訴しましたが、結果としてこの訴えはしりぞけられました。

つまり、現状では税務当局は、ボランティア団体の助け合い事業についても、担税能力があれば課税するという方針のようです。ましてや事業性の高いコミュニティ・ビジネスは、地域での雇用創出に寄与し公益的な社会サービスを行う、といったところで税制的にはほとんど優遇される見通しはないように思えます。雇用創出企画会議でも意見として出されていましたが、国として本当にその分野に雇用創出という政策的効果を持たせようとするならば、税制の問題にも正面から取り組む必要があるのではないか、と思います。

いずれにせよ、厚生労働省としてコミュニティ・ビジネスに取り組む以上、労働者保護という観点はどうしても外せないものとなるでしょう。ただ、これまでの雇用労働者への保護とは違う、まさにボランティアな人々の働き方と保護のあり方は、労協にも直接関わるだけに、議論の方向に注目していきたいと思います。

前任の堀越さんが退職して以降、半年以上空席だった事務局スタッフがようやく決まりました。大学卒業後、青年海外協力隊としてフィジーで2年間数学教師として働き、戻ってこられた藤井由佳さんです。今後、いろいろな面で研究所の活動を担っていただきます。

菊地 謙

協同総合研究所 2004年度総会のご案内

協同総合研究所第14回総会を下記のように開催いたします。詳細は後日お知らせいたしますが、多くの方々のご参加をお待ちしております。

日時 2004年6月26日(土)

総会 10:30～12:30

研究会 13:30～15:30

会場 明治大学駿河台校舎 研究棟2F 第9会議室